

濃厚接触者の特定等について、緊急事態宣言対象地域又はまん延防止等重点措置区域でなくとも、保健所業務の逼迫が予見される場合には、陽性者が確認された事業所が、「令和3年6月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡」に基づき、行政検査として必要な検査を実施することが可能である旨の通知です。

子第1604号-1
令和4年1月13日

各市町村
保育・放課後児童健全育成事業 担当課長 様

千葉県健康福祉部子育て支援課長
(公印省略)

感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について(通知)

このことについて、急激な感染拡大が生じた場合でも、必要な者に対する必要な検査が確実かつ迅速に実施されるよう、令和3年12月22日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「オミクロン株の感染流行に備えた検査・保健・医療提供体制の点検・強化の考え方について」において、行政検査の特例（陽性者が確認された事業所による濃厚接触者候補範囲の特定、医師による陽性者の同居家族等への検査）について、オミクロン株の特性に鑑み、これらの区域でなくとも、感染拡大傾向が見られると判断する地域において、都道府県の判断により適用することが可能であることが示されているところです。

このたび、県内で新型コロナウイルスの変異株であるオミクロン株による感染経路が特定できない感染者が複数発生し、令和4年1月1日から新型コロナウイルス感染症のレベルを1から2に移行したことから、本県では当面の間、下記通知に示される行政検査の特例について、通例より新型コロナウイルス感染症対策業務が遅延するなど保健所業務の逼迫が予見される場合には、適用して差し支えないものとされました。*

つきましては、貴市町村管内の保育所、認定こども園及び放課後児童クラブ等に対し周知をお願いします。

- ※ 下記通知に示される行政検査の特例が適用される保健所（令和4年1月11日現在）
習志野、市川、松戸、野田、印旛、香取、山武、長生、君津、市原

記

「感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について」（別添）
（令和3年6月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

【担当】 千葉県健康福祉部子育て支援課

認可・認定班 鈴木

子育て支援班 梅木（放課後児童健全育成事業担当）

TEL: 043-223-3774、2317 FAX: 043-222-9939

E-mail.: kosodate3@mz.pref.chiba.lg.jp

kosodate2@mz.pref.chiba.lg.jp